

公益社団法人 岐阜県シルバー人材センター連合会
令和6年度事業計画

1 基本方針

これまで30年来続いてきた『コストカット型経済』から持続可能な賃上げや活発な投資がけん引する『成長型経済』へ変革するため、新しい資本主義の取り組みを加速させる動きが見られます。

この様な中、県内のシルバー人材センター（以下「センター」という。）における事業実績のうち会員数については、令和2年度からのコロナ感染症の影響が未だに続いていることに加え、令和3年度に改正された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」（以下「高齢法」という。）施行の影響などもあり伸び悩んでいるものの、契約金額においては前年度を上回る状況が続いています。

以上により令和6年度は、契約金額の更なる増額を図ると共に会員数の拡大を最重要課題に掲げるなど、シルバー事業の拡大を目指します。

なお、令和6年1月の内閣府『月例経済報告』によれば、一部に足踏みも見られるが緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種の政策の効果もあって、緩やかに回復が続くことが期待されるものの、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクもあるとされています。

また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本主義の変動、更に令和6年1月に発生した能登半島地震の経済に与える影響にも十分注意する必要があります。

岐阜労働局管内の令和5年の年平均有効求人倍率を見ると1.59倍であり、令和4年の年平均有効求人倍率と比較すると0.05の減少となっており、県内の雇用情勢は、弱含み傾向となっています。

一方において、高齢者をめぐる国の動きは、企業に選択肢を明示して、70歳までの就業機会確保の努力義務を課すことなど高齢法の改正により、定年制の廃止、70歳までの定年延長、継続雇用制度導入など、いずれかの措置を講ずる努力義務が企業に課せられています。

更に、本年秋には、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が施行されることを見据え、同法への的確な対応を図るべく、センターの会員への就業機会の提供のうち業務委託によるものについては、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる形式となるよう契約方法の見直しが進められ

ているところです。

また、令和5年度から実施されているインボイス制度も含め、センターにとっては、今後の大きな制度上の変革をもたらすものであり、今後において我々は、到来するデジタル化社会を見据え、シルバー事業のデジタル化を通じ経営の効率化を目指していきます。

なお、企業側では、高齢者が企業で働き続ける環境整備が整えられてきていることから、センターとしては、『人生100年時代を迎え、元気なうちは何歳になっても働き続けることができる就業環境等の創出』、『80歳を超えても活躍できる就業機会の創出』など『生涯現役を目指した就業機会の創出』に努めていることなどを自治体、企業、地域住民に周知することにより、センター事業に対する理解度を高め、更なる入会の促進を図ることがシルバー事業の拡大に繋がることから、連合会とセンターがタイアップして事業拡大を行う必要性があり、これらに込えられるかが今後のセンターの大きな課題となっています。

また、生産年齢人口の減少、少子高齢化の進展等の観点から高齢者の働く場の安定的な確保を図りつつ、生きがいづくりや居場所づくりと合わせ、高齢者の経済面においてもセンターの役割は、大きいものと言わざるを得ないところです。

以上により、企業、一般家庭など地域社会全体にシルバー事業の取り組みや理念を周知し、超高齢化社会の到来に備えた環境づくりをセンターが積極的に押し進めなければなりません。

令和6年度の取り組みは、『安全はすべてに優先する』ことから『就業時の安全対策の点検と徹底』を最重点とし、『適正就業ガイドラインに基づく就業』及び『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（労働省告示）』の準拠、更には、シルバー事業の最優先課題が、『会員拡大と就業機会の拡大』であることから、『就業機会の拡大』としては、センターを活用する企業の増加を目指す施策の実施、あるいは、シニアの就業支援やセンターの魅力度を高める施策の実施などを行うこと、同時に、『会員拡大』としては、センターにおける女性の活躍の場の確保等を目指した各種施策の実施、あるいは、請負事業、派遣事業における人材の養成、就業の場の確保を最優先として、地域社会に貢献すべく、労働力不足、現役世代の下支えをするための各種事業の一層の拡大に取り組んでいく必要があります。

その取り組みとしては、設定された『第二次100万人計画』（令和6年度が当計画の最終年度）の新目標値等に対しP D C A管理を徹底するなど事業を推

進し、国の委託事業である『高齢者活躍人材確保育成事業』（以下「人材確保事業」という。）の有効な活用を図ることで、県内各地域で高齢者や企業・官公庁に対してシルバー事業を積極的に周知し、センターにおける『高齢者活用・現役世代雇用サポート事業』と連携するなどして効率・効果的に新入会員の確保と就業の拡大を図っていきます。

具体的には、以下に示す項目別事業に取り組んでいきます。

1 項目別実施事項

(1) 普及啓発事業

シルバー事業の目的、理念、仕組み、活動等を県民各層に周知し、事業に対する理解と認識を深め、会員拡大と就業機会の拡大を図るため次の普及啓発活動に努めます。

ア 普及啓発促進月間(10月)の実施

各センターにおいて、『シルバーの日』を中心に各種のボランティア活動やイベントを開催するなど地域社会にシルバー事業を周知するためのセンターの取り組みの促進を行います。

イ パンフレット、リーフレットの作成、配布及びホームページを活用した周知広報の実施（「人材確保事業」との連携による周知広報を含む。）

ウ 各種会議、イベント等での情報提供の実施

エ その他普及啓発に関すること

(2) 指導・相談事業

全シ協が作成する『シルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領』に基づき年間計画による個別指導に併せ、センターからの要請に応じて、組織、事業運営、会計・経理、派遣事業などセンター事業全般について関係行政機関とも連携して必要な指導・相談を実施していきます。

PDC Aサイクルによる事業進捗状況の管理及び対処指導並びに会員専用メニューによる事業実施分析グラフの活用を促し、自主的な事業運営の把握・管理が進められるよう指導・援助を行います。

具体的には、次の事項を中心に連合会の指導をセンターとの連携・協力の下で実施します。

センター事業指導事業における改善事項等については、書面で通知し、その後の改善状況を確認します。

ア 会員拡大に向けた指導

令和6年度の『第二次100万人計画』の新目標値を基に各センターの進捗状況を把握し、これに基づいて『会員増加に向けた取組事例』などを参考

に達成に向け引き続き指導します。

① 入会促進の取り組み指導

- ・ 会員による一人1会員入会活動の実施
- ・ 入会説明会の効果的手法の工夫
- ・ 入会希望者への速やかな入会承認と就業機会の提供
- ・ 『人材確保事業』と連携・連動した新規会員の確保
- ・ 女性会員の確保と女性会員の役員登用など、女性会員の拡大

② 退会抑止の取り組み指導

- ・ 未就業会員への就業相談及び就業促進に向けた指導の実施
- ・ 退会申出を即受理するのではなく、極力年度内での状況変化の有無などを見ながら就業相談会の開催や就業情報の掲出及び情報誌などの配布業務等により会員との連絡を絶つことなく会員の状況変化の把握に努めます。
- ・ 生きがいづくり等会員の趣味の発表など楽しみの場の工夫に努めます。
- ・ ゴールド会員等非就業会員継続制度の導入

③ 魅力あるセンターづくり

ホームページや広報媒体を活用して、シルバー事業が就業のみにとどまらない幅広い活動を行っていることを地域社会に紹介・PRするとともに魅力ある新たな取り組みの創意工夫を促進します。

- ・ 各種イベント、ボランティア活動への参加を通じた社会貢献と仲間作りの活動
- ・ 趣味の発表、会員同士の交流の場の確保などシルバー事業の創意工夫

④ 『人材確保事業』の活用によりセンターと連携・協力して、講習会、就業体験の実施やセンターでの入会説明会の開催を周知・広報するなど新たな会員の獲得に努めます。

⑤ 関係行政機関、マスコミ、外部団体等との連携

- ・ 岐阜県商工労働部労働雇用課、岐阜県健康福祉部高齢福祉課との連携や岐阜県商工会連合会などの外部団体と連携すること、更には各新聞社への積極的なシルバー事業の周知を行います。

イ 就業機会拡大に向けた指導

- ① 県内の企業に対し就業開拓を行い、シルバー会員の『働く場』の確保、シニアの就業支援やシルバーの魅力度を高める取組の促進
- ② 研修事業、指導・相談事業を通じて就業機会の拡大に向けた指導の実施

- ③ シルバー派遣事業の拡大促進
- ④ 全てのセンターにおける派遣事業の実施体制づくりと支援促進
- ⑤ 就業機会拡大のための企画・立案の提供
- ⑥ 企業アンケート、企業への訪問開拓など事業主との接触の場を設けて就業の場の拡大に向けた周知・広報の実施
- ⑦ 『人材確保事業』の活用により、講習会、就業体験及び周知広報の取り組みにより新たな発注先、派遣就業先の獲得に努めます。
- ⑧ センターの取り組みに対する具体的な指導
 - ・ 会員による一人1仕事の開拓
 - ・ ハローワーク求人、求人情報誌、新聞求人情報などの把握に努め、人手不足等の事業所の情報を基にした事業所訪問の実施
 - ・ 過去の発注先事業所への訪問
 - ・ 空き家、空き地、休耕田、墓地等の管理事業の実施促進
 - ・ 過去に未就業となった事業所の再訪問
 - ・ 福祉・家事サービス事業の積極的な展開
 - ・ 派遣事業におけるハローワーク求人登録によるマッチングの促進
 - ・ 業界団体(商工会議所・商工会など)と連携した新たな就業先、就業職種の開拓
 - ・ 会員の免許・資格情報をデジタル化するほか、就業開拓など企業訪問時における情報提供を促進

ウ 安全就業の推進

『安全は、すべてに優先する』ことから会員の安全確保はシルバー事業の根幹をなすものであり、組織を上げて重篤事故、傷害事故、損害賠償事故の撲滅を図る必要があります。

ここ数年の事故発生状況を見てみますと増減を繰り返しており、令和5年度には、やや増加傾向となりました。

以上のことを踏まえて次の事項について取り組みます。

- ① 派遣会員に対する安全運転適性診断の実施により、運転に従事する会員の自主的な運転適性に関する自覚を促すとともに、就業に向けての目安判断の方策としての活用促進
- ② 全シ協が作成した『高齢運転者等に係るガイドライン』を活用した安全対策の整備
- ③ 安全パトロールの実施
- ④ 安全・衛生・適正就業推進委員会の活動を通じた一層の安全対策の促進
- ⑤ 安全就業推進大会の開催

- ⑥ 安全就業スローガンの募集と優秀作品の表彰
- ⑦ 安全就業模範会員の表彰
- ⑧ 事故発生状況の把握・分析、再発防止の周知・徹底
- ⑨ 各種の会議における安全就業についての指導を徹底

エ 適正就業の推進

適正就業の徹底は、安全就業と並んでシルバー事業遂行の根幹をなすものであり、公益法人として法令遵守の見地から引き続き指導を行います。

- ① 適正就業ガイドラインの周知、徹底
- ② 請負受注リストを活用した点検、改善等を確実に実施
- ③ 請負、委任事業における見積単価を出来高など仕事量により設定するなどの指導の徹底
- ④ 臨・短・軽のシルバー事業の基本となる働き方についての遵守事項の徹底
- ⑤ 『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準』（労働省告示）の遵守
- ⑥ 派遣事業の未実施センターにおける適正化の推進

(3) 派遣労働者の健康の保持増進及び衛生管理に関する取り組み

- ア 産業医による健康及び衛生に係る講習の実施
- イ 産業医による作業場所の巡視
- ウ 全シ協作成の『シルバー世代の健康管理』などを活用し、会員自らの健康維持、管理に努めるよう指導します。
- エ 安全・衛生・適正就業推進委員会による一層の衛生管理体制の確立

(4) 相談事業

- ア 顧問弁護士による相談
 - シルバー事業の拡大に伴って発生する様々な事件・事案に対して相談対応、法的解決に向けた対処、指導の実施
- イ 会計事務相談
 - 任意団体の充実を図るため、会計事務所との拡充契約により、拠点センターからの相談に対する対応及び研修の実施
- ウ 連合会事務局による事業相談
 - シルバー事業を取り巻く環境は、大変厳しいものがあり、センターの様々な事案に対応すべくきめ細やかな連合会事務局職員の出張・電話相談の実施

(5) 調査研究事業

シルバー事業の現状と課題を把握し、今後の事業推進に資するために必要な調査・研究を次により行います。

ア 事業実績調査の実施と分析（PDC A報告、会員専用メニューのグラフ機能を活用した会員数、受注件数、契約金額、就業実人員等の管理）とセンターへの情報提供

イ 事業概要の作成配布

(6) シルバー派遣事業の推進

高齢化や労働力人口の減少が進行する一方で、高年齢者の就業に対する様々なニーズの拡大もみられる中、県内における労働力が不足する地域や企業の要請に対応するとともに地域の高年齢者のニーズに応えるため一層積極的な派遣事業の推進が求められています。

ア 積極的な派遣事業の拡大の促進

イ 派遣事務所未設置センターに対する開設指導

適正就業に向けた是正の必要性からの派遣事務所開設の推進

ウ 派遣就業会員のための教育訓練の実施

各派遣事務所管内において派遣就業会員に対し全シ協のテキストを活用するなどによる集合研修方式、あるいは、自宅学習方式による派遣教育訓練を実施していきます。また、派遣会員の参加しやすい開催の在り方を工夫していきます。

(7) 職業紹介事業

会員及び臨・短・軽の働き方を希望する会員以外の地域高年齢者も含めて、ハローワーク、岐阜県の就職支援事業、地域の自治体・事業主団体等と連携して高年齢者の就職促進に努めます。

会員や地域の高齢者に対して、請負・委任・派遣のニーズに応え、地域の企業と高年齢者のニーズの橋渡し役として職業紹介事業を実施し、高年齢者の就業促進に努めます。

また、職業紹介事務所未設置センターに対する開設を推進します。

(8) 人材確保事業（国の委託事業）

労働力人口の減少等により、人手不足分野や現役世代を支える分野での担い手不足が顕在化しています。

このため、この分野で高年齢者の就業を促進することは喫緊の課題です。

地域の高齢者や企業・官公庁退職予定者及び企業・官公庁に対して、シルバー事業を積極的に周知・広報するとともに就業体験を通じて高齢者・企業の理解を深め、更には、高齢者が自信を持って就業できる技能講習を行い、会員等の入会促進を行うことで人手不足分野等での担い手不足の解消を目指します。

また、連合会を中心とした労使団体、地方公共団体、労働局等が一体となった連絡会議を開催し、地域での高齢者の就業促進の協議をおこなうなど地域社会における更なるシルバーの活用促進のため次の事業を行います。

ア 啓発事業

高齢者及び企業等に対して、シルバーに関する積極的な周知・広報を行います。

- ・ 自治体広報誌、新聞テレビ等の媒体による周知・広報の実施
新たにシルバーで活躍する女性会員を増やすため、女性向けに特化した周知・広報
- ・ 幅広い高齢者の興味、関心を引くような説明会を開催、なかでも、女性に特化したもの、企業退職予定者・企業等の人事担当者向けの説明会の開催
- ・ ポスター、パンフレット、チラシ等の作製・配布

イ シルバーでの就業に関心のある高齢者等、シルバーの活用に関心のある企業等を対象に就業体験を行います。

- ・ シルバー会員の協力を得て、安全・適正就業に留意した就業体験
- ・ 企業等に対する周知・広報等の活用により就業体験を希望する企業等を対象とした就業体験

ウ 各センターと連携し、センターでの就業を希望している高年齢者、また、職種転換を希望する会員、若しくは、就業を希望する会員に対し、人手不足分野やホワイトカラー職種への就業を目的とする技能講習や新たな分野で活躍するうえで必要な技能講習更には、職種転換達成、就業達成に資するような技能講習を実施していきます。

エ 連絡会議の開催

地域におけるセンターの更なる活用促進を目指し、連合会を中心に労使団体、地方公共団体、労働局等が一体となった連絡会議を開催します。

- ・ 連絡会議の内容は、会員の獲得、就業機会・職域拡大、シルバー派遣の活用等の検討など労働局の指導の下に実施

(9) 高齢法第39条に基づく業務拡大

センターの多様な就業拡大に繋がることから、センターの派遣事業実施

事業所としての業務拡大に向けた意向の把握及びセンター会員の業務拡大に対する就業意向の把握に努めるとともに連合会は必要に応じて積極的に指導・支援を行います。

(10) 交流事業

役職員の資質・知識の向上に努め、センター事業の充実・発展と適正な事業運営の確保を図るため、次の交流会に参加します。また、『組織は、人なり』であることから、中堅、若手職員の資質の向上、情報共有を目指した交流を一層進めていきます。

(11) 研修事業

センター事業の運営に資する研修会の開催及び全シ協等が開催する研修会、東シ協が開催する研修会等を通じ、資質の向上と相互の情報の共有化を図り、役職員等のレベルアップと活性化を図ります。

ア 役職員研修会の実施

イ 職員研修会の実施

適宜、必要となる研修内容を選択して行います。

ウ 全シ協・東シ協等の開催する各種研修会への参加

(12) 岐阜県シルバー人材センター連合会女性活躍会議等の開催

女性活躍会議、女性委員会による研修会、シンポジウム等を通じ女性会員を取り巻く様々な現状の課題等の検討や、大型商業施設における展示販売を介した地域住民への周知広報を行うなどセンターの女性の活躍の場の確保に努めていきます。

(13) 職業安定機関等関係機関との連携の強化

センター事業の運営にあたっては、岐阜労働局、ハローワークをはじめとする関係機関の指導等の下、関係機関との情報収集、連携に努めます。

(14) 事務局体制の充実

事務局体制の拡充及び各層職員の資質の向上と日常業務の適正化、迅速化、さらに事務の合理化・効率化、センターとの連携に努めるなど事務局体制の充実・強化に努めます。